地域交通安全活動推進委員等運用要綱の制定について

平成２年12月21日

例規（交総）第67号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和３年３月31日例規（務）第46号 | 　 |  |

この度、別記のとおり地域交通安全活動推進委員等運用要綱を定め、平成３年１月１日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別　記

地域交通安全活動推進委員等運用要綱

第１　趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29に規定する地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び法第108条の30に規定する地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　推進委員

１　推進委員の委嘱等

(１)　推進委員の推薦

法第108条の30第１項に規定する区域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、法第108条の29第１項に規定する要件を満たしている者のうち、推進委員に適していると認められる者を選考の上、地域交通安全活動推進委員推薦書（別記様式第１号）により交通部長（交通総務課）を経由して、公安委員会に推薦するものとする。

なお、推進委員の推薦の時期及び人員については、交通部長がその都度指示するものとする。

(２)　委嘱状等の交付

ア　交通部長は、推進委員の委嘱の決定があったときは、大阪府道路交通規則（昭和35年公委規則第９号）第29条に規定する委嘱状、証明書及び記章（以下「委嘱状等」という。）を署長に送付するものとする。

イ　署長は、前記アにより委嘱状等の送付を受けたときは、当該委嘱状等を推進委員の委嘱の決定を受けた者に交付するものとする。

２　推進委員に対する講習の実施

署長は、前記１により推進委員の委嘱があったときは、推進委員に対し、次に掲げる事項について速やかに講習を実施するものとする。

(１)　道路交通の現状に関する知識

(２)　道路交通関係法令の基礎的な知識

(３)　推進委員としての心構え

(４)　活動要領

３　推進委員に対する指導

署長は、推進委員に対し、その職務が適正かつ効果的に行われるよう次の事項について指導を行うものとする。

(１)　推進委員としての活動内容及び活動方法に関する事項

(２)　地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成２年国公委規則第７号。以下「規則」という。）に定める推進委員の義務の遵守に関する事項

(３)　その他推進委員の活動を効果的かつ効率的に行うために必要な事項

４　推進委員の解嘱等

(１)　解嘱及び辞職

ア　署長は、推進委員が法第108条の29第５項各号のいずれかに掲げる事項に該当すると認めたときは、地域交通安全活動推進委員解嘱事由認知報告書（別記様式第２号）を作成し、又は推進委員から辞職の申出があったときは、辞職願（別記様式第３号）を提出させ、交通部長（交通総務課）を経由して公安委員会に報告し、又は送付するものとする。

イ　交通部長は、推進委員の解嘱の決定があったときは解嘱状（大阪府道路交通規則別記様式第12号の７）を、辞職の承認があったときは辞職承認書（別記様式第４号）を署長に送付するものとする。

ウ　署長は、前記イにより解嘱状又は辞職承認書の送付を受けたときは、解嘱状又は辞職承認書を当該解嘱決定に係る推進委員又は当該辞職の承認に係る推進委員に交付するものとする。

(２)　証明書等の返納

署長は、推進委員がその身分を失ったときは、証明書及び記章を返納させた上、交通部長（交通総務課）に送付するものとする。

５　推進委員運用上の留意事項

署長は、関係機関・団体、地域住民等に対する地域交通安全活動推進委員制度の広報に努めるとともに、推進委員の活動について理解と協力が得られるよう努めるものとする。

第３　協議会

１　協議会の意見の申出等

(１)　署長は、法第108条の30第３項の規定により協議会から推進委員の活動に関し必要と認められる意見の申出を受けたもののうち、署長の所掌事務に関するものについては受理し、その他のものについては意見を付した上、交通部長（交通総務課）を経由して公安委員会に送付するものとする。

(２)　署長は、前記(１)により受理した協議会の意見のうち、当該署長の所掌事務に係る意見については、十分検討し、有益と認められる意見については、交通警察の運営に反映させるよう努めるものとする。

２　協議会に対する報告又は資料の提出の要求

(１)　交通部長は、規則第14条の規定により協議会に対して報告又は資料の提出の要求を行うときは、報告・資料提出要求書（別記様式第５号）を署長に送付するものとする。

(２)　署長は、前記(１)により報告・資料提出要求書の送付を受けたときは、当該要求書を速やかに協議会の会長に交付するものとする。

３　協議会に対する勧告

(１)　交通部長は、規則第15条の規定により協議会に対して勧告を行うときは、勧告書（別記様式第６号）を署長に送付するものとする。

(２)　署長は、前記(１)により勧告書の送付を受けたときは、当該勧告書を速やかに協議会の会長に交付するものとする。

４　協議会運用上の留意事項

(１)　署長は、協議会の事務について必要な業務指導を行い、その適正な運用に努めるものとする。

(２)　署長は、協議会の運営について、交通安全協会その他の関係団体又は他の地区の協議会との関係に十分配意するものとする。

第４　報告等

１　推進委員等の活動状況の把握

署長は、推進委員及び協議会（以下「推進委員等」という。）の活動状況について把握し、地域交通安全活動推進委員等活動状況記録簿（別記様式第７号）に記録しておくものとする。

２　推進委員等の活動状況報告

署長は、推進委員等の活動状況を年度ごとに取りまとめ、翌年度の４月10日までに、別途通知する様式により交通部長あて報告するものとする。

３　特異事項等の報告

署長は、推進委員等に関する特異事項及び推進委員等の特異活動を認知したときは、その都度、書面により交通部長（交通総務課）あて報告するものとする。